

特集2：ASEAN共同体と法

ASEAN法とインドネシア法の緊張関係： インドネシアにおける立憲主義とASEAN憲章との関係についての考察

島田 弦

1. はじめに

(1) 背景

1998年5月のスハルト大統領辞任は、インドネシアにおけるもっとも大きな政治的変動であっただけでなく、ASEANにとっても大きな変化をもたらすものであった。

1997年、タイ通貨バーツ為替の急落を契機とするアジア通貨危機は、他のアジア諸国にも波及し、特にインドネシアでは同国通貨ルピア為替の急落と輸入品価格の急騰、企業破綻が広がり、さらにIMFからの緊急融資を受けるために政府が実施した燃料補助金削減は国民生活を直撃した。これは、インドネシア各地での暴動、そして30年以上にわたるスハルト権威主義体制に対する大規模な民主化要求運動となった。1998年5月、ジャカルタで3日間にわたる大規模な反華人暴動が発生し、その後、民主化を訴える学生らが国民代表議会議事堂を占拠する中、スハルトは大統領を辞任し、憲法の規定にしたがって副大統領であるハビビが第三代大統領に就任した。

スハルトの傀儡という当初の評判とは対照的に¹、ハビビは、政治的自由を中心に就任直後から急速な民主化・政治改革を進めた。その後、インドネシアは2017年に至るまで4回の議会選挙、3回の大統領選挙を比較的公正かつ平穏に実施し、政権交代も経験し、インドネシアにおける民主化は安定的なものとなったと言える²。また、1999年から2002年にかけて段階的に行われた憲法改正により、基本的人権の保障と権力の制限が憲法上で詳細に定められた³。このように、インドネシアにおいては権威主義体制から民主主義・立憲主義への移行と定着が明確である。

1967年に東南アジアにおける親米反共諸国の緩やかな国家連合として発足したASEAN⁴は、1995年のベトナム加盟によって冷戦期の反共政治連合から地域共同体へと急速に変容していく⁵。そして、ASEANは、2007年にASEAN憲章を採択した（2008年発効）。ASEAN憲章第1条5項は、ASEANの目的を「物、サービスおよび投資の自由な移動がある貿易と投資を効果的に容易にする、安定し、繁栄し、高い競争力をもち、および経済的に統合された単一市場と生産基盤を創設することと定めた。この憲章に基づき、ASEAN諸国は「政治・安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」を三本柱とする「ASEAN共同体」の設立に合意した。

ASEANはその発足以降、主権尊重、内政不干涉、協議と合意による意思決定を原則としており、多数決や対立を否定した全会一致指向の方針はいわゆる「ASEAN方式(The ASEAN Way)」として一貫している⁶。ASEAN加盟国すべてが、政治経済的なイデオロギーの違いはあるにしても、多かれ少なかれ非民主的な権威主義体制であったため、特に国内政治問題に対する批判や介入は

いずれの国にとっても望ましいものではなかった。ASEAN方式は、ASEANが地域共同体へと変容した後も変更されていない⁷。

ASEAN方式は、このような権威主義体制の下でこそ可能であった。なぜなら、ASEANにおける各国代表は、それぞれの国内的な反応をそれほど考慮する必要がなく、ASEANにおける決定を行い、それを各国において実施することができたからである。ASEANにおける意思決定は、加盟国国内の内政や行政的意思決定からは隔離されていた。

しかし、ASEAN加盟国のうちで最大人口を持ち、強固な権威主義体制を維持していたインドネシアが民主化し、マレーシア、シンガポールでも権威主義体制がしばしばほころびを見せている。また、ミャンマーでも不完全ではあるが政治の民主化が進んでいる。他方、タイやカンボジアは多元的政治体制から一転して権威主義に回帰してきている。このようにASEAN加盟国の状況が多様化する中で、とりわけ、主要国の権威主義体制の揺らぎはASEAN方式に影響せざるを得ない⁸。

このような背景から、ASEANと加盟国の関係においては二つの変化を考えることができる。第一に、ASEANにおける意思決定の基盤が変容し、そのことがASEAN自体の変容につながっていくこと。そして第二に、ASEANレベルにおける意思決定が自動的に加盟国の国内レベルに受け入れられる前提条件が失われた結果、ASEANレベルの決定が国内政治状況によって拒否される、すなわち、ASEANと加盟国との間に緊張関係が生じる可能性が出てくることである。

第一については、一般に公開されていないASEAN内部の意思決定を考察する必要があり、本稿の範囲を超える課題である。そこで、本稿は第二点について、インドネシアにおける立憲主義法の支配の言説を手がかりに、ASEANとインドネシア国内法の緊張関係を考察する。

(2) 問題の所在

インドネシアにおける国内法とASEAN法の緊張関係は、特にASEAN憲章が目標とするASEAN経済共同体における単一市場の創設と、憲法上の規定を根拠としたインドネシア国内経済の保護とに関する論争という形で現れた。インドネシア憲法⁹第33条は、国内経済政策について次のように定めている：

第1項

経済体制は、家族主義に基づき、共同事業としてこれを編成する。

第2項

国家のために重要であり、かつ、多数の人の生活に影響を与える生産部門は、国家がこれを管理する。

第3項

土地、水及びこれらの中に含まれる天然の富は、国家がこれを管理し、人民を最大限繁栄させるためにこれを利用する。

第4項（2002年憲法改正で追加）

国民経済体制は、共同性、公正な効率性、持続性、環境への配慮、自律性の原則、並びに、

国民経済の進歩と統一の調和を維持し、経済民主主義に基づき運営される。

第5項（2002年憲法改正で追加）

本条の実施に関する規定は、法律によりさらにこれを定める。

この規定を憲法に定める中心となったのは、独立運動指導者であり、また経済学者でもあったハッタである。ハッタは国家の経済への強い関与を認めるこの混合経済的な規定を「経済民主主義」と呼び、インドネシアは自由主義経済ではなく、共同体主義的・協同組合型経済体制をとるべきであると主張した¹⁰。また、独立後はこの憲法第33条は「経済条項」と呼ばれ、インドネシアにおける開発主義政策の重要な根拠ともなってきた。経済条項は、オランダの強い影響下で1949年に制定されたインドネシア連邦共和国憲法(1949年憲法)では削除された。しかし、翌年、単一国家制に移行するためのインドネシア共和国暫定憲法（1950年憲法）の起草において、第33条はインドネシア憲法の核心的条項であるとして再度規定されるに至った。そして、1959年に、経済条項を含む1945年憲法が再公布され、さらに1999年以降の改正でも、第4項および第5項の追加はあったが、根幹部分はそのまま残っている。「経済条項」は、上述のようにスハルト権威主義体制終了後の憲法改正を経ても存続し、特にIMFおよび世界銀行が貸し付けに際して要求する補助金削減・民営化などのコンディショナリティに対応する為の政策・立法の憲法適合性をめぐる問題を提起してきた。

とりわけ、ASEAN憲章は、域内の自由貿易体制を目的とし、かつそのために必要な法的措置を加盟国に義務づけるものであるから、憲法第33条の定める経済原則との関係で憲法適合性への疑義が提起されることとなった。

本稿は、憲法裁判所に提起されたASEAN憲章の批准に関する法律（ASEAN憲章批准法）の違憲審査請求を題材にこの問題を論じる。

2. ASEAN憲章批准法に関する憲法裁判所判決：市場主義と立憲主義が衝突する場面

（1）背景

ASEAN憲章第5条2項は、加盟国の義務として「加盟国は、適当な国内法の制定、本憲章の規定の効果的な実施、及び、加盟国国の義務の履行を含む、すべての必要な措置をとらなければならない」と定める。そのため、インドネシア政府は、ASEAN憲章を批准するための法律（東南アジア諸国連合憲章の批准に関する2008年法律第38号、以下「ASEAN憲章批准法」とする）を制定した。ASEAN憲章批准法の法律本文は非常に短く、第1条でASEAN憲章を批准すること、そして第2条で、同法を公布の日より施行すると定めているだけである。ASEAN憲章全文は同法律の付表となっている（英語の憲章正文とそのインドネシア語訳文）。

他方、インドネシアは2001年の憲法改正で新たに、違憲立法審査権を持つ憲法裁判所（*Mahkamah Konstitusi*）を設置することを定めている。憲法第24C条1項は「憲法裁判所は、初審かつ最終審として裁判を行い、その決定は、憲法に対して法律を審査し、憲法に基づきその権限を付与された国家機関の権限に関する紛争、政党の解散及び総選挙の結果に関する紛争につき決定をなし、

同決定は終局的なものとなる」と定める。また、憲法裁判所に関する法律（2003年法律第24条、以下「憲法裁判所法」とする）第51条は、違憲立法審査を憲法裁判所に請求する原告資格として次のように定めている：

請求人は、法律の施行によりその憲法上の権利または権限が侵害されたと考えるものとし、以下に定めるものを含む：

- a. インドネシア国民
- b. 現存し、かつ法律で定める社会の発展と単一インドネシア国家原則に合致した慣習法共同体単位
- c. 公的または私的な法人；または
- d. 国家機関。

インドネシアでは国際条約の批准は、批准に関する法律を定めるという形式で行うため、条約の批准について、憲法上の権利の侵害を理由として憲法裁判所へ違憲立法審査請求を行うことが形式的には可能である。このため、ASEAN憲章に反対する市民グループは、同憲章を法律によりインドネシアで施行することは、憲法に違反するとして、ASEAN批准法の違憲審査請求を憲法裁判所に提起した。

（2）訴訟の内容

8団体と個人3名からなる請求人は、ASEAN憲章が、単一市場としてのASEANと、他国または他の国家共同体との自由貿易協定の法的根拠になるとして、国民の適切な労働への権利と生存権を定めた憲法第7条第2項¹¹と上述の憲法第33条第1項～第2項に違反し、したがってASEAN批准法は無効であると主張し、当該法律の違憲審査を憲法裁判所に申し立てた。

申立人が挙げたASEAN憲章およびそれに基づくASEAN地域共同体の憲法に対する問題点は具体的には、以下のような点である：

①「ASEANリージョナリズムは新植民地主義の道具である」（判決6頁）

「自由市場資本主義システムにおいて各ASEAN加盟国を敗北させるのに成功した後、現在、先進国とグローバル金融機関はこの地域を一つの経済システムに統合しようとしている。このコンセプトは、ASEANを、ASEAN自由貿易地域（AFTA）を通じて拘束する同一のルールを適用する単一市場・単一生産拠点とすることを目指している」（判決6頁）

②「ASEAN加盟国を苦しめる対外債務」（判決8頁）

「（ASEANを統合された地域にする）そのために、先進国は二国間借款および多国間金融機関を通じて、ASEAN経済統合のためのインフラづくりに向けた支援を行っている」（判決8頁）。「結果としてこの国は、公共の福祉に向けた予算を配分することができなくなっている」（判決10頁）。

③「拘束力のある経済条約」（判決10頁）

「ASEAN憲章は投資、商業、金融およびサービス自由化計画実施の枠組みである」

「このASEAN憲章の条項は、経済、投資、商業、金融および労働全般を非常に広くカバーするネオリベラリズムの基盤に立つ市場統合のコンセプトとなる」（判決12頁）

④「共倒れとなる競争」

「ASEAN加盟国間のこの種の関係は、その社会において発達してきた文化的基準や価値において健全なことだとは言えない」

すなわち、申立人はASEAN憲章が「ネオリベラリズムを反映する」（申請人最終弁論、判決158頁）ものとして捉え、ASEAN諸国に憲章の定める法的義務を履行することを命ずるASEAN憲章第5条2項により、そのようなネオリベラリズムに基づく政策について「インドネシア人民はASEANレベルで為されるすべての決定に拘束されるようになる」（判決159頁）として、拘束力のあるASEAN法体制の構築に反対したのである。

これに対して国¹²は、憲法裁判所の管轄権、ASEAN憲章の実体的内容、および判決の効果について次のような反対弁論を行った：

①裁判所管轄権

国は「ASEAN憲章の規定は、2008年法律第38号の実体規定には含まれない」（判決95頁）ため、憲法裁判所の違憲立法審査はASEAN憲章そのものには及ばないと主張した。また、国は、ASEAN憲章は、ASEAN憲章批准法（2008年法律第38号）に基づき、インドネシアを法的に拘束するものではなく（判決97頁）、ASEAN憲章批准法は政府が国際条約である憲章に拘束されることを議会が承認する内容に過ぎず（判決102頁）、批准法が申立人の憲法上の権利を侵害するものではないので（判決102頁）、申立人は当事者適格を欠くとも主張した。

②ASEAN憲章の実体的内容

申立人は、ASEAN憲章が経済のグローバリズムとネオリベラリズムに基づくASEANの経済政策の根拠であり、その決定にインドネシア国民が法的に拘束されることは憲法に違反すると主張したが、国側はこの主張について次のように反論した。第一に、申立人は、自由貿易地域がASEAN憲章に基づき作られたとするが、それは法的事実と反しており、実際にはそれらの自由貿易地域はASEAN憲章とは別の個別条約に基づいている（判決102頁）。さらに、ASEAN憲章は、ASEANの原則である、主権、平等、不介入主義による領土保全、多様性のなかの合意と統一の原則に基づく各国の利益を尊重している（判決111頁）。

③憲法裁判所判決の効果について

さらに国は、仮に憲法裁判所が判決を出したとして、その判決の効果について「国際法は、国内法を国際条約義務の不履行理由とすることを認めていない」（判決118頁）として、疑問を呈した。

憲法裁判所の判決は、申立人の請求を棄却したものの、政府の主張にもかかわらず、ASEAN憲章に対する違憲審査の管轄権を認め、かつ、将来的にはASEAN憲章に基づくインドネシアの義務を履行するための法律について違憲と判断する可能性を残した。判決の主旨は次のようなものである。

管轄権および申立人の当事者適格については、申立人が主観的に憲法的利益の侵害を主張できれば十分であり、したがって申立人が、ASEAN憲章は自由貿易協定の根拠となり、その結果、

憲法上の利益を侵害していると主張していれば当事者として適格であるとした（判決183頁）。また、ASEAN憲章は批准法の付表でかつ法律とは不可分のものであるから、憲法裁判所の審査管轄権が及ぶとした（判決182頁）。

判決の本案部分については、憲法裁判所は慎重な言い回しをしている。ASEAN憲章第1条5項の目的は、物品・サービス・投資に関する自由な貿易地域の形成であり、またビジネス、専門職、専門家、労働力および資本のより自由な移動の促進である。他方、第1条5項の規定は、ASEAN憲章批准法の施行により直ちに有効になるわけではなく、ASEAN憲章第5条第2項の規定に基づき、加盟国はそれぞれに必要な措置をとる義務を履行しなければならない。したがって、ASEAN憲章の批准の時点では、憲法裁判所はASEAN憲章の憲法適合性について審査することはできないとした（判決189頁）。

ただし、ASEAN憲章が憲法違反である可能性は完全には排除されていない。憲法裁判所は、国際条約に関する法律（2000年法律第24号）に言及し「国益を害する事態が発生した場合」（第18条h号）には条約を終了することができるとした。その上で、インドネシア政府がASEAN憲章第5条2項の義務の履行として制定する法律は、1945年憲法に基づく国益に合致してなければならぬとした。しかし、インドネシア政府が未だ第5条2項に基づく立法をしていない以上、ASEAN憲章は実質的にはまだ有効ではなく、したがって裁判所は当該法律の合憲・違憲を判断できないとした。しかし、この判決は将来において、ASEAN憲章の具体的な義務を履行するための法律について、違憲判決を下す可能性を否定していないことが重要である。

3. インドネシアにおける立憲主義とASEAN法の緊張関係

（1）憲法裁判所判決から見られる傾向

ASEAN憲章批准法の判決において、憲法裁判所はASEAN憲章に基づく具体的義務の履行について違憲判決を出す可能性、特に憲法の定める経済民主主義を理由に自由貿易・市場経済志向の法律を違憲とする可能性を示唆したが、これは、これまでの憲法裁判所の傾向とも合致するものである。

憲法裁判所に提起された請求のうち、憲法第33条への違反が理由となっているものとして、石油ガス法、森林法、水資源法、電力法などがある。これらは国が民営化を進めようとしていることについて、憲法第33条に定める経済民主主義の原則に反するものとしたものである。

しかし、これらの事業分野の民営化は、1998年に発生したアジア通貨危機に対処するためにIMFなど国際金融機関から支援を受けるためにインドネシアが同意し署名した条件（Letter of Intent, LoI）に含まれるものである。そのため、憲法裁判所の判決は、インドネシアが国際条約上の義務を履行することを困難にしまった。例えば、憲法裁判所が電力自由化を認める電力法を違憲とする判決を下した2ヶ月後、政府は、電力法を実施するための政令（2005年政府規則3号）を公布した。同規則は「公共の利益のため、利用できる電力を増加させるフレームワークとして、協同組合、国有企業、地方国有企業、民間セクター、地域共同体、および個人の役割が増やされなくてはならない」（下線部は引用者）と定めている（Butt and Lindsey 2008, 255）。

このような事態は、憲法裁判所が憲法、とりわけ憲法第33条の理念、またそのような分配的正義や保護主義的経済の根拠としてのパンチャシラ原則の守護者としての役割を強く意識していることを示している。しかし、そのような役割意識に基づく司法積極主義は、形成されつつあるASEAN法とインドネシア法との緊張関係をさらに強めるものである。

(2) 国際人権規範との関係

インドネシアの立憲主義言説と国際的または地域的ルールとの関係については、他の場面においても示されている。1998年にスハルト大統領が辞任するまで権威主義体制であったインドネシアは、国際的な人権条約への参加に消極的であった。また、インドネシアは1993年のウィーン世界人権会議に先立って行われた、バンコク地域準備会合（アジア・太平洋地域）で、人権の普遍性に対抗して、人権の地域的・文化的・社会的特殊性、経済的権利と政治的自由のバランス、人権を理由とした内政干渉への反対を強調する、いわゆる「アジア的人権」を全面的に展開した「バンコク宣言」(Final Declaration of the regional meeting for Asi of the World Conference on Human Rights) 策定に主導的役割を果たした国の一つであった。

しかし、1998年の民主化以降は、インドネシアはむしろASEAN地域におけるASEAN政府間人権委員会（ASEAN Intergovernmental Human Rights Commission, AICHR）の設立などで人権保障を推進する側になっている（Alexandra 2012, 53）。

下表は、スハルト大統領が辞任して以降に、インドネシアが制定した人権に関する文書・法令である：

年月	文書の名称
1998年8月	人権行動計画（大統領決定129号）
1998年11月	人権憲章（人民協議会決定17号）
1999年9月	人権法（法律165号）
2000年8月	憲法における人権の章の追加（第二次憲法改正）
2004年5月	第二次人権行動計画（大統領決定40号）
2011年4月	第三次人権行動計画（大統領決定23号）

1998年8月の人権行動計画は、スハルト大統領辞任後、憲法の規定にしたがって大統領に就任した副大統領ハビビが制定したものである。ハビビは、その経歴からスハルト大統領の傀儡と見なされていたが、大統領就任後の政治的自由化政策は迅速なものであった。人権行動計画は、人権保障に関する政策実施目標を定めたものであるが、その中で、国際人権諸条約の署名・批准の優先順位について次のように定めている：

1. 社会権規約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約
2. ジェノサイド条約、奴隷条約
3. 移住労働者保護条約
4. 人身売買禁止条約
5. 自由権規約

ここで、明らかなのは国内政治の自由化にもかかわらず、国際的レベルでは社会的・経済的権利に関する国際条約を優先し、政治的自由に関する条約に対しては相対的に慎重な態度をとっていることである。また、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約、ジェノサイド条約は国際的人権条約への加盟が遅れている東南アジア地域の中でも多くの国がすでに批准しているものである。

人権行動計画の制定からしばらくした1998年11月に人民協議会が採択した人権憲章は、国連の人権に関する全文書の批准を政府に命じているが、他方で「パンチャシラと1945年憲法に違反しない限り」という但し書きもつけている。そして、1999年人権法は、世界人権宣言をほぼ踏襲したものであり、それに加えて女性の権利および子供の権利を幅広く定めている。

このように見ると、民主化以降のインドネシアにおける人権の制度化は、国内的には政治的自由化が大幅に進む一方で、国際的人権保障の受け入れについては、伝統的な「アジアの人権論」のスタイルとも言える政治的な自由に対する経済的・社会的権利の優先というスタンスを残し、多くの国が同意できている範囲での国際条約をまず批准するという姿勢を示している¹³。

おわりに

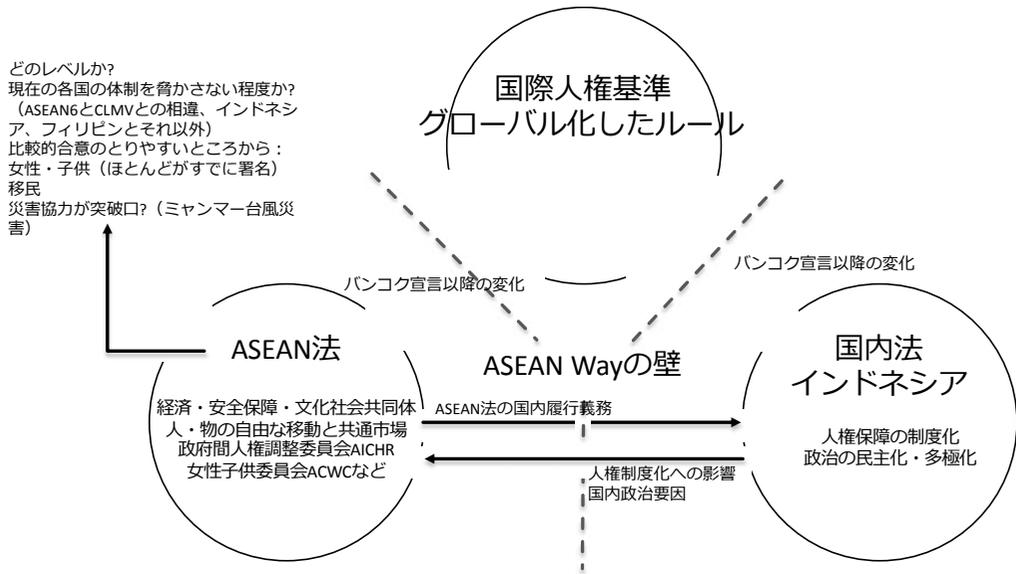
本稿は、憲法訴訟や人権の制度化において表明されたインドネシアにおける立憲主義・法の支配の言説を手がかりに、ASEANとインドネシア国内法の緊張関係を考察することをこころみた。

インドネシアにおいて立憲主義は、近代立憲主義とは異なる意味を持っている。独立準備期の憲法起草過程でも、その後の権威主義体制下における反体制運動においても基本的人権の保障、権力の制限・分立は立憲主義の要件として主張されてきたが、同時に社会正義、とりわけ経済における分配的正義のイデオロギーが、インドネシアにおける憲法の原則であるとされてきた。このイデオロギーは、憲法前文に定められた「パンチャシラ」と、特に経済体制に関して憲法第33条のいわゆる「経済条項」として明文化されていると考えられ、インドネシアの憲法においては一貫して定められている条項である。

ASEAN法との関係では、民主化を達成したインドネシアがASEAN体制における人権政策などで積極的な役割を果たす一方で、自由貿易や市場主義に対しては憲法を論拠につよい反発があった。このことは、ASEAN憲章批准法の憲法適合性審査を憲法裁判所に申し立てた原告の主張において明確である。また、憲法裁判所も、間接的で慎重な表現ではあるが、ASEAN憲章の定める法的義務を履行する場合であっても、そのための法律が憲法に違反し、無効となりうると判決している。これまでも憲法裁判所は、経済の自由化、民営化を定める法律についてたびたび憲法違反とする判決を出していて、ASEAN憲章批准法に関する判決もこの方向を維持するものである。

人権保障については、国内においては政治的自由化を大幅に進める一方で、国際条約に関しては、人権行動計画において経済的・社会的権利を重視する方針を示し、また、すでにASEAN地域で比較的多くの国が受け入れている人権諸条約の内容をまず取り入れてきている。

これらのことは、ASEAN・国際社会・国内の各レベルでの関係として当てはめれば次のような図としてまとめることができる：



1998年以降のインドネシアの民主化に代表されるASEAN諸国における権威主義体制の揺らぎは、ASEAN及びASEAN方式のあり方に影響を与えている。ASEANは国家グループから地域機関、さらに明確な法的拘束力を有する経済社会共同体へと発展する一方で、加盟国の内政へ少くない関心を払うようになっている¹⁴。ただし、加盟国を拘束するASEAN法がどのレベルに到達するかについては、加盟諸国間で大きく異なる利害関係に依存している。例えば、経済発展について言えば、高所得から中所得国水準にある原加盟国（いわゆるASEAN 6）と、経済的には低い水準にあるカンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム（CLMV諸国）とでは、人・資本の移動について利害の対立がある。また、民主化の進むインドネシアやフィリピンと、それ以外の国では人権保障などについては異なった利害が存在する。

ASEANを含むアジア諸国は、国際的人権保障に対しては1993年のバンコク地域準備会合で策定したバンコク人権宣言において、人権の普遍性に異議を申し立て、欧米諸国からの人権批判に対して公然と反論した。ASEAN憲章やASEAN人権憲章でもその方向性は維持しているが、ミャンマー内政に対するASEANの「柔軟な関与（flexible engagement）」、インドネシア・アチェ州における内戦後の平和構築へのASEANとしての参加など、域内の政治・人権問題にも徐々に取り組みつつある。

インドネシアは民主化以降、国内での政治的自由化を進めるが、国際的人権基準の受入という点では、漸進的な姿勢を示したように見える。すなわち、国際人権条約の批准では、社会的・経済的権利を優先するという方針をまず明らかにし、その後も「憲法とパンチャシラに矛盾しない」限りで国際的人権保障を受け入れていくことを示している。

ASEAN法の発展に対しては、本稿で論じたように国内からの反発が存在する。権威主義体制下では、ASEANレベルにおいて政府代表間でなされる合意が国内政治から隔離されていたのに対して、国内政治が民主化・多極化することによりASEANレベルで負う法的義務の履行は、国

内政治に対応せざるをえなくなっている。

注

(1) ハビビは航空技術者としてドイツで活躍していたが、その後、インドネシアに帰国し、同国の科学技術部門の要職を歴任し、スハルト大統領の信任の下で国産航空機開発など野心的な産業プロジェクトを指揮した。1998年3月、通貨危機のさなかに国民の退陣要求にもかかわらず、再任したスハルト大統領はハビビを副大統領に任命した。

(2) ハンチントンが選挙による政権交代と民主主義の安定について次のように述べている。「この安定化の基準の一つは、二回逆転テストである。このテストにより、移行時の最初の選挙で権力を握ったある政党またはグループが次の選挙で敗れ、そしてその選挙の勝者に権力を譲り渡し、さらに、その選挙の勝者が、その次の選挙の勝者に平和的に権力を譲り渡すならば、その民主政は安定していると見なすことができる。選挙を通じた支配者の選択は、民主主義の核心であり、そして、権力者が選挙の結果にしたがって権力を明け渡す意思がある場合にのみ、民主主義は現実のものである。最初の選挙による権力移譲は、しばしば象徴的な意味である。」(Huntington 2012, 266-267)

また、Aspinall (2005) は、2004年に行われた3つの国政選挙、すなわち人民代表議会選挙と2回の大統領選挙（一回目の投票で過半数を得た候補者がいなかったため、第2回投票が行われた）について、インドネシア政治の正常化を論じている。

(3) 1999年から2002年の四次にわたる憲法改正の内容については、島田(2003) 参照。

(4) 原加盟国は、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシアで、1984年にイギリスから独立したブルネイが加盟した。

(5) 1995年のベトナム加盟に続き、1997年にミャンマー、ラオス、1999年にカンボジアが加盟し、東南アジア地域のすべての国が加盟することとなった(1976年に締結されたASEANの基本条約である東南アジア友好協力条約第19条は、東南アジア地域の国として、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを定義している)。パプアニューギニアと東ティモール(2002年独立)はオブザーバー資格を得ている。

(6) 東南アジア友好協力条約第2条は次のように定める；

「締約国は、相互関係において、以下の基本原則に従うものとする；

- a. すべての国民の独立、主権、平等、領土保全および国家アイデンティティの相互尊重；
- b. 外部からの介入、破壊行為または強制を受けずにすべての国がその国家的存在を指導する権利；
- c. 内政への相互不干渉；
- d. 平和的手段による相違または紛争の解決；
- e. 武力による威嚇または使用の放棄；
- f. 加盟国間における実効的協力；

(7) 1997年に軍事独裁体制下での人権侵害により国際的な批判を受けていたミャンマーの加盟を認めたことは、その典型的な事例である。他方で、2004年にインドネシア・アチェ州の自由アチェ運動 (*Gerakan Aceh Merdeka, GAM*) とインドネシア政府との内戦収拾に向けた和平プロセスにASEANが組織として関与したこと (カトゥリ 2007, 151-152)、また、2008年にサイクロンで深刻な被害を受けたミャンマーが、国内人権問題への国際的介入を恐れて人道支援を拒否したことに對して、ASEANが圧力をかけ援助受入を認めさせたことは、これまでのASEANの原則に変化があることを示している。

ASEAN憲章前文は「友好と協力の基本的な重要性、ならびに、主権、平等、領土保全、合意、および多様性の中の統一を尊重し」と定めつつ、また「民主主義、法の支配および良い統治の原則、人権と基本的自由の尊重を支持する」と定めている。

さらに、憲章第5章 (意思決定) 第20条 (協議と合意) は次のように定める：

1. 基本原則として、ASEANにおける意思決定は協議と合意に基づかなければならない；
2. 合意に達することのできない場合、ASEANサミットは特定の決定をどのように行うのか決めることができる；
3. 同条1項および2項のいずれも、ASEANの法的文書に定める意思決定方法に影響を与えてはいけぬ；
4. 憲章に対する重大な違反または不遵守がある場合、この問題はASEANサミットの決定に付託されなければならない。

(8) このような、国際的レベルにおける意思決定と国内意思決定の関係をモデル化したものとして、「2レベルゲーム」理論がある。このモデルによると、権威主義体制下では、ASEANレベルの交渉における、国内の制約が小さい (国内でのウィンセットが大きい) ため、ASEANにおける合意の可能性が高いことになる。2レベルゲームについては、Putnam (1988) を参照。

(9) インドネシアはこれまでに、数回の憲法改正を経験しており、本稿では特に断りのない限り、現行のインドネシア共和国憲法 (1945年独立時に制定され、1949年に別の憲法に取って代わられた後、1959年に再公布、そして1999年から2002年にかけて四次の改正が行われた) を指す。

(10) ハッタは第33条について「インドネシア独自の生活における慣習法および伝統に根ざしているが、現代的要請に応えるために、より高次へと錬磨される」と述べている (Hatta 1981, 183)。

(11) 「すべての国民は、人間として適切な労働及び生活への権利を有する。」

(12) 内閣と人民代表議会在それぞれに反対弁論を行った。

(13) 近年では、国内での政治的自由化さえも縮小傾向にある。特に、パンチャシラに違反する社会組織の禁止することを定めた社会組織法改正法は、その立法趣旨 (公定注釈) において1993年のバンコク宣言を引用し、結社の自由を制限することを正当な目的であると説明している。

(14) この点で、議論の進んでいるのは「保護する責任 (Responsibility to protect, R2P)」に関することである。ASEANの非介入原則とR2Pに基づく加盟国内政問題への関与の関係について

て、例えば、Bellamy and Drummond (2011) は、ASEANは伝統的な非介入原則を、R2Pと両立するように変化させることを容認しつつあるとする。対照的に、Capie (2012) は、R2PがASEANにおいて地域の規範として受け入れられると言えるような条件は満たされていないと論じている。

引用文献：

- Alexandra, L. 2012. "Indonesia and the responsibility to protect" *The Pacific Review* 25(1): 51-74.
- Aspinall, E. 2005. "Elections and the normalization of politics in Indonesia" *South East Asia Research* 13: 40.
- Bellamy, A.J. and C. Drummond 2011. "The responsibility to protect in Southeast Asia: between non-interference and sovereignty as responsibility" *The Pacific Review* 24(2): 179-200.
- Capie, D. 2012. "The responsibility to protect norm in Southeast Asia: framing, resistance and the localization myth" *The Pacific Review* 25(1): 75-93.
- Hatta, M. 1981. "The Ideal of Cooperatives in Article 33 of the 1945 Constitution" in *Bung Hatta's Answers*. ed. Z. Yasni. Singapore: Gunung Agung.
- Huntington, S.P. 2012. *The Third Wave: Democratization in the Late 20th Century*: University of Oklahoma Press.
- Putnam, R.D. 1988. "Diplomacy and domestic politics: the logic of two-level games" *International Organization* 42(3): 427-460.
- カトウリ メリカリオ 2007. 『平和構築の仕事－フィンランド前大統領アハティサーリとアチェ和平交渉』明石書店.
- 島田 弦 2003. 「インドネシアの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局編『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館 62-84.